

(提出用)

受付印		令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
		殿		年 月			
所在地 (本税支店等 の場合は本店 所在地と併記)				事業種目			
(ふりがな)				前期末現在の資本金の額 又は出資金の額			
法人名				前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額			
(ふりがな)				前期末現在の 資本金等の額			
代表者 氏名				経理責任者 氏名			
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の分の						道府県民税の予定申告書	
事業税						道府県民税	
前事業年度の事業税額(54)の金額						前事業年度の法人税割額	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業						予定申告税額	
所得割額(59×前事業年度の月数)						均等割額	
付加価値割額(60×前事業年度の月数)						割額	
資本割額(61×前事業年度の月数)						この申告により納付 すべき法人税割額	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業						この申告により納付 すべき道府県民税額	
収入割額(58×前事業年度の月数)						この申告の期間	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						前事業年度の期間	
所得割額(59×前事業年度の月数)						通算親法人の事業年度の 期間	
付加価値割額(60×前事業年度の月数)							
資本割額(61×前事業年度の月数)							
収入割額(62×前事業年度の月数)							
特別法人税							
前事業年度の特別法人事業税額(69)の金額							
特別法人事業税額(17×前事業年度の月数)							
予定申告税額(9+10+11+12+13+14+15+16+18)							
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額							
この申告により納付すべき事業税額及び19-20 特別法人事業税額							
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額							
備考							
関与税理士署名						(電話)	

		事業年度		法人名								
（事業税）	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細						前事業年度の法人税割額の明細					
	摘要		課税標準		税率 (100)	税額	(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		23	兆 十億 百万 千 円 ()		
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業											
	所得割	所得金額総額 24	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円	法人税割額 24					
		所得金額 25					道府県民税の特定寄附金税額控除額 25					
	付加価値割	付加価値額総額 26					税額控除超過額相当額の加算額 26					
		付加価値額 27					外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 27					
	資本割	資本金等の額総額 28					外国の法人税等の額の控除額 28					
		資本金等の額 29					仮装経理に基づく法人税割額の控除額 29					
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業											
収入割	収入金額総額 30	兆 十億 百万 千 円				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 30						
	収入金額 31					納付すべき法人税割額 31 24-25+26-27-28-29-30						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業												
所得割	所得金額総額 42	兆 十億 百万 千 円				31のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額 32						
	所得金額 43					差引法人税割額 33 31-26-32						
付加価値割	付加価値額総額 44											
	付加価値額 45											
資本割	資本金等の額総額 46											
	資本金等の額 47											
収入割	収入金額総額 48											
	収入金額 49											
合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49 50												
事業税の特定寄附金税額控除額 51												
仮装経理に基づく事業税額の控除額 52												
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 53												
納付すべき事業税額 50-51-52-53 54												
54の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業											
	所得割 55	兆 十億 百万 千 円				付加価値割 56	兆 十億 百万 千 円					
	資本割 57					収入割 58						
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
	所得割 59	兆 十億 百万 千 円				付加価値割 60	兆 十億 百万 千 円					
	資本割 61					収入割 62						
（特別法人事業税）	摘要		課税標準		税率 (100)	税額						
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 63	兆 十億 百万 千 円			00							
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 64				00							
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 65				00							
	合計特別法人事業税額 (63+64+65) 66											
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 67											
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 68											
	納付すべき特別法人事業税額 66-67-68 69											